



Supported by
日本財団
THE NIPPON
FOUNDATION

○支援自動販売機設置のご協力をお願いしています。

「犯罪被害者支援協賛自動販売機」と表示され、協賛の証である当センターのマークが付いています。売上金の一部が寄付され犯罪被害者等の支援活動に活かされます。設置していただける企業・団体様を広く募集しております。詳細については事務局までお問い合わせください。

犯罪被害者支援協賛自動販売機

この自販機の売上金の一部は犯罪被害者、交通事故被害者等の支援として寄付されます。

いつだって 必ず誰かが そばにいる



青森県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人 あおもり被害者支援センター



公益社団法人 あおもり被害者支援センター

事業のご案内

○賛助会員のご案内

公益社団法人あおもり被害者支援センターは皆様の賛助会費や寄付金、助成金等によって運営されております。活動に賛同していただける賛助会員を募集しております。ご支援をよろしく願いいたします。

- 【年会費】 ■ 法人・団体 1口10,000円
■ 個人 1口 3,000円
■ 寄付 金額の定めはありません

- 【振込先】 ・青森銀行 県庁支店 普通 1046100
・みちのく銀行 青森支店 普通 2026608
・郵便局 口座記号番号 02210-6-133553
(振込先名称)
公益社団法人あおもり被害者支援センター

事務局へご連絡ください。手数料のかからない指定振込用紙をお送りいたします。当センターへの寄付金は、公益法人に対する寄付として優遇税制が適用されます。



○相談電話

犯罪や交通事故被害 **017-721-0783** ゼロナヤミ

月・火・木・金 午前10時から午後5時まで
水曜のみ 午前10時から午後8時30分まで (土日・祝日・年末年始を除く)

りんごの花ホットライン (性暴力被害) **017-777-8349** やさしく

月・水 午前10時から午後9時まで
火・木・金 午前10時から午後5時まで (土日・祝日・年末年始を除く)

相談無料
秘密厳守

青森県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人 **あおもり被害者支援センター**

事務局 〒030-0822 青森市中央3丁目20番30号 県民福祉プラザ内
TEL 017-718-2085 FAX 017-718-2098
午前10時～午後5時(土日・祝日・年末年始を除く)
E-mail info@aomori-vs.com
URL <http://www.aomori-vs.com>

理事長挨拶



あおり被害者支援センターは、犯罪や重大な交通事故の被害に遭われた方々を支援する民間団体として、平成19年10月に開設され、本年秋には10年の節目を迎えます。電話や面接での相談、カウンセリングや法律相談、直接支援（危機介入、法廷などの付き添い、物品の供与など）、自助グループの支援、広報・啓発、支援員の養成などの事業に取り組んでいます。

平成16年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者等が被害に遭ってから再び平穏な生活を取り戻すまで、全国どこにいてもそれぞれのニーズに応じた支援を途切れなく受けられることを目指して、警察や自治体、民間団体等が相互に連携することを理念として、被害者支援の活動が進められています。わが国における被害者支援制度の嚆矢は昭和55年の犯罪被害者給付金支給法に遡りますが、それ以前は被害者は法的にも経済的にも何らの救済のない状況に置かれていました。平成16年の基本法制定後、損害回復・経済的支援、精神的・身体的被害の回復、刑事手続への関与、支援の体制整備、国民の理解と協力といった観点から、少しずつですが、法や制度の整備が行われています。私どものセンターもこのような流れの中で、民間団体として、被害に遭った人々に寄り添い、支援する活動を続けているところです。

平成28年度の電話・面接・法律相談は473件でした。殺人・傷害致死、性犯罪、暴行・傷害、その他身体犯、交通事故などに関する相談が主な内容です。直接支援は76件で、裁判の付き添いの他、法律相談付き添い、行政窓口での手続の支援などを行いました。啓発活動として、中学校、高校、大学等で「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、これからの社会を担う若者に犯罪被害者への理解と協力を求めました。当センターでは、平成26年10月から性暴力被害専用相談電話「りんごの花ホットライン」を開設し、性暴力の被害に遭われた方やご家族の相談に応じる体制を整えました。性暴力に関連する相談は172件でした。被害に遭って数年あるいは十数年にわたって誰にも相談できずに苦しんでいた方などの相談が圧倒的に多く、この問題の深刻さを改めて痛感しているところです。平成29年3月30日に青森県、青森県警察、青森県産婦人科医会、当センターの4者による「性暴力被害者への支援における連携・協力に関する協定」が締結され、それに基づいて4月1日に当センター内に「あおり性暴力被害者支援センター」が設置されました。性暴力被害に遭われた方のワンストップ支援センターとして、被害直後からの総合的な支援をコーディネートいたします。

しっかりと活動を持続するためには、運営のための財政基盤を安定したものにすることが重要です。活動財源の相当部分は個人や団体からの援助（寄附）によって賄われています。一人でも多くの県民あるいは団体の皆さまが賛助会員として私どもの活動を支えてくださるよう、あらためてお願いいたします。また、清涼飲料の自動販売機の売り上げの一部を寄附していただく「支援自販機」活動も展開しております。自動販売機を設置されている事業所におかれては、ご検討のほどをお願いします。

さまざまな犯罪が跡を絶たず、誰もがその被害に遭う可能性がある時代ですが、県民一人ひとりが、被害者支援の意義を理解し、安全で安心して暮らせる社会になることを目指して、活動を続けていきたいと考えております。今後とも、あおり被害者支援センターの活動にご理解とご協力をお願いいたします。

組織概要

◆役員・顧問

理事長	田崎 博一 (弘前愛成会病院院長)	顧問	三村 申吾 (青森県知事)
専務理事	風晴 修一 (兼 専務局長)	顧問	熊谷 雄一 (青森県議会議長)
理事	堀江 秀里 (前 専務理事)	顧問	小野寺晃彦 (青森県市長会会長)
理事	山内 久子 (秋田看護福祉大学教授)	顧問	関 和典 (青森県町村会会長)
理事	小山内世喜子 (一般社団法人男女共同参画地域みらいの代表理事)	顧問	上泉 和子 (青森県立保健大学学長)
理事	石川 徹一 (あおりいのちの電話理事長)	顧問	中村 充 (青森県教育委員会教育長)
理事	木下 晴耕 (弁護士 木下総合法律事務所)	顧問	齊藤 勝 (公益社団法人青森県医師会会長)
理事	関谷 道夫 (青森県臨床心理士会会長)	顧問	熊谷 崇子 (公益社団法人青森県看護協会会長)
理事	田代 祐子 (青森被害者語りの会代表)	顧問	前田 保 (社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長)
理事	種市 良意 (一松堂医院院長)	顧問	沼田 廣 (一般社団法人青森県経営者協会会長)
理事	豊嶋 秋彦 (弘前大学名誉教授)	顧問	杉本 康雄 (青森経済同友会代表幹事)
理事	中村 和彦 (弘前大学大学院医学研究科教授)	顧問	若井敬一郎 (青森県商工会議所連合会会長)
理事	中林 裕雄 (弁護士 日本司法支援センター青森地方事務所所長)	顧問	高田 邦洋 (株式会社みちのく銀行頭取)
監事	斎藤 啓一 (産業カウンセラー)	顧問	大塚 泰博 (青森県警察本部長)
監事	横山 司 (前 団体職員)		

正会員 役員 15名、職員 2名（専務理事含む）、犯罪被害相談員・被害者支援活動員 34名
 賛助会員 団体 169団体、個人 193名 (平成29年7月10日現在)

◆沿革

平成19年10月1日 民間の犯罪被害者支援団体として「社団法人あおり被害者支援センター」を設立
 平成22年2月24日 青森県公安委員会より※「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受ける
 平成22年10月20日 事業の公益性が認められ「公益社団法人あおり被害者支援センター」に移行する

※ 犯罪被害者等早期援助団体

「犯罪被害者等給付金の支給による犯罪被害者等の支援に関する法律」第23条の規定に基づき、犯罪被害に遭われた直後から被害者や家族、遺族に対しての援助を適正かつ確実に行うことができる民間団体として、都道府県公安委員会から公的認証を与えられた団体をいう。

事業内容

事業名	項目	事業内容
相談事業	電話相談	被害者等からの相談受理や各種情報の提供等を行う。 性暴力被害専用相談（りんごの花ホットライン）
	面接相談	被害者等からの支援相談に、専門の相談員が対応。 メンタルケアを必要とする被害者等のために、臨床心理士によるカウンセリング等の面接相談を行う。
	法律相談	必要に応じて、センターに登録された弁護士等の法律専門家による面接等の相談を実施し、被害者等への法的な支援活動を行う。
直接的支援事業	物品の貸与	携帯電話機・防犯ブザーを貸与する。
	危機介入	犯罪発生直後から被害者等の要望に応じ、現場、病院、被害者宅で必要な情報の提供、相談、生活支援等の応急の援助活動を実施する。
	付き添い	被害者等の要望に応じて役所、病院、警察、法廷、法律事務所などへ付き添いを行う。
申請補助事業	犯罪被害者等給付金の申請補助	給付金の支給を受けようとする者の裁定申請手続きの補助を行う。
広報事業	広報啓発活動	被害者支援の必要性及びセンターの周知のための広報啓発を行う。 ・命の大切さを学ぶ教室の講話 ・フォーラムの開催 ・機関紙、ポスター、リーフレットの作成、配布キャンペーン ・ホームページによる広報事業
養成・研修事業	支援活動員の養成及び継続的な研修	・被害者支援活動員の募集と基礎研修を行う ・支援員のスキルアップ継続的研修を行う ・全国研修等資質向上を図るための研修を積む
調査・研究事業	被害者の実態等に関する調査及び研究	犯罪被害者等の状況を知り、支援の充実を図る。 ・全国犯罪被害者支援フォーラム及び全国研修会への参加 ・被害者等の実態等の情報収集、資料化
自助グループの育成・支援事業	【つどい】の運営・自助グループの後方支援	被害者の遺族同士が安心して気持ちを話せる場の提供をし、自己回復への支援をする。
ワンストップ支援センター運営事業	性犯罪・性暴力被害者に対する支援事業 ※「あおり性暴力被害者支援センター」の運営	・性犯罪・性暴力被害に係る相談の取扱い ・関係機関との連絡調整、引継ぎ ・医療機関や警察等公的機関への付添い ・性犯罪・性暴力被害者の経済的負担軽減に係る医療費の助成 ・関係機関に関する情報提供 ・その他性犯罪・性暴力被害者支援に関すること
関係機関・団体等の連携による犯罪被害者支援事業	青森県被害者支援連絡協議会等との連携	関係機関・団体と協力し、情報提供や他県にまたがる被害者支援の充実を図る。

「全国被害者支援ネットワーク」や他機関との連携を図りながら支援活動を進めています。

■「青森県被害者支援連絡協議会」の会員機関

青森地方検察庁 青森保護観察所 青森海上保安部 八戸海上保安部
 青森県（環境生活部 健康福祉部 教育庁）
 青森県警察本部（生活安全部 刑事部 交通部 警務課犯罪被害者支援室）
 青森県弁護士会 犯罪被害者センター委員会 公益財団法人青森県暴力追放県民センター
 日本司法支援センター青森地方事務所 公益社団法人あおり被害者支援センター